

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本教第342号  
令和2年3月27日  
宮城県警察本部長

宮城県警察の術科訓練に関する訓令の運用要領の一部改正について（通達）  
宮城県警察における術科訓練に関しては、宮城県警察の術科訓練に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第7号。以下「訓令」という。）及び「宮城県警察の術科訓練に関する訓令の運用要領の一部改正について（通達）」（平成30年2月19日付け宮本教第107号）に基づき実施してきたところであるが、この度、別添のとおり宮城県警察の術科訓練に関する訓令の運用要領の一部を改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

#### 記

#### 1 改正の趣旨

総合対処法の制定に対応するとともに、術科訓練がより効果的かつ現状に即したものとなるよう見直しを図ったもの。

#### 2 改正の要点

##### (1) 安全管理（訓令第4条関係）

訓練立会責任者が行うべき訓練の安全管理について、別に定める要領で実施することとした。

##### (2) 主任術科指導員等の派遣要請（訓令第8条関係）

主任術科指導員等派遣要請書を廃止し、主任術科指導員の所属、階級、氏名、派遣期間、派遣場所、派遣目的及び訓練内容を明記した書面で行うこととした。併せて、急を要し書面で要請するいとまがない場合には、口頭により要請することができることとした。

##### (3) 訓練の基準（訓令第9条関係）

「訓練の回数等」を「訓練の基準」に改め、「拳銃操法」の次に「総合対処法」を加えた。

##### (4) 具体的計画の策定（訓令第10条関係）

ア 訓練の例示列举について、「月別訓練、夏期訓練、冬期訓練」を「習慣化した短時間訓練、期間集中訓練」に改めた。

イ 所要の文言整理を行った。

##### (5) 訓練状況の把握（訓令第10条関係）

文言整理を行った。

#### 3 施行期日

令和2年4月1日

## 宮城県警察の術科訓練に関する訓令の運用要領

### 1 趣旨

この要領は、宮城県警察の術科訓練に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第7号）に基づく術科訓練の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 術科訓練の対象者（第3条関係）

術科訓練の対象者（以下「訓練員」という。）は、警部以下の警察官とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 健康管理指導区分が「要療養（A）」又は「要軽業（B）」に指定されている者
- (2) 捜査本部設置事件等の業務により、当該業務に従事中は術科訓練をすることができない者
- (3) その他所属長が術科訓練を行わせることが不相当と認めた者

### 3 安全管理（第4条関係）

所属長は、術科訓練の安全管理に万全を期すため、次により訓練推進責任者及び訓練立会責任者を指定し、その任務に当たらせるものとする。

#### (1) 訓練推進責任者

ア 各所属に訓練推進責任者を置き、警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の管理官、次長、副隊長又は副所長、警察学校の副校長並びに警察署の副署長又は次長をもって充てる。

イ 訓練推進責任者は、所属長の指揮を受け、実戦的かつ効果的な訓練を推進するものとする。

#### (2) 訓練立会責任者

ア 各所属に訓練立会責任者を置き、警部以上の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員の中から所属長が指名するものとする。

イ 訓練立会責任者は、訓練員の健康状況を事前に確認し、特に、心疾患又は脳血管疾患を有する者及び高血圧症の者の安全管理に万全を期すとともに、別に定める要領に基づき、安全管理を徹底するものとする。

### 4 主任術科指導員等の配置及び運用（第6条関係）

(1) 主任術科指導員は、主として宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察機動隊、仙台中央警察署、仙台南警察署、仙台北警察署、仙台東警察署、泉警察署、若林警察署、塩釜警察署、石巻警察署、古川警察署及び岩沼警察署に配置するものとする。

(2) 術科指導員は、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、救急法及び体育の6種目に置くものとする。

(3) 主任術科指導員及び術科指導員（以下「主任術科指導員等」という。）の配置及び運用に当たっては、術科訓練の企画、立案及び訓練指導が円滑かつ効果的に行われるよう配慮するものとする。

### 5 主任術科指導員等の研修（第7条関係）

主任術科指導員等の研修会は、年1回行うほか、必要に応じて開催するものとする。

#### 6 主任術科指導員等の派遣要請（第8条関係）

警務部教養課長が行う主任術科指導員等の派遣の要請は、主任術科指導員の所属、階級、氏名、派遣期間、派遣場所、派遣目的及び訓練内容を明記した書面により行うものとする。ただし、急を要し、書面で要請するいとまがない場合には、口頭により要請することができる。

#### 7 訓練の基準（第9条関係）

- (1) 柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、総合対処法、救急法及び体育の訓練は、別に定める基準により行う。
- (2) その他警察本部長（以下「本部長」という。）又は所属長が必要と認める訓練を行うこと。

#### 8 具体的計画の策定（第10条関係）

- (1) 年間計画は、前記7の規定に基づき、習慣化した短時間訓練、期間集中訓練、各種術科大会に伴う訓練等が計画的かつ恒常的に行われるよう配意し策定すること。
- (2) 訓練内容については、訓練員の年齢、技量、健康状況等に応じた効果の高い訓練となるよう配意すること。

#### 9 訓練状況の把握（第10条関係）

所属長は、訓練員個人及び所属全体の術科訓練の状況について、別に定める術科訓練管理ファイルにより把握し管理するものとする。

#### 10 術科大会の実施及び具体的要領（第11条関係）

術科大会の実施及び具体的要領については、その都度、別に定めるところにより行うものとする。

#### 11 特別強化訓練員の指名及び解除（第12条関係）

特別強化訓練員（以下「特練員」という。）の指名は、年度ごとに、本部長が指名書（別記様式）を交付して行う。また、特練員の解除は、書面による通知をもって行う。

#### 12 特練担当部長及び監督の指定（第13条関係）

- (1) 特練員に対する督励を行い、もって士気高揚を図り、効果的な訓練を推進するため、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃操法の特別強化訓練に特練担当部長を置き、生活安全部長、地域部長、刑事部長又は警備部長をもって充てる。

なお、担当する特別強化訓練については、年度ごとに、本部長が指定するものとする。

- (2) 年間計画により、高度な専門知識及び技能に基づいた集中的な指導を行い、訓練の強化を図るため、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃操法の特別強化訓練にそれぞれ監督を置き、本部長が指定するものとする。

#### 13 各種大会への出場（第14条関係）

各種大会への出場については、あらかじめ出場する大会を選定して年間の出場計画を策定し、本部長の承認を得るものとする。

なお、大会の選定に当たっては、大会の主催者及び内容を吟味の上、選定するものとする。

#### 1.4 細目事項

この要領に定めるもののほか、術科訓練の運用に関し必要な事項は、別に定める。

# 指 名 書

(所属)  
(階級) (氏 名)

年度 特別強化訓練員に指名する。

年 月 日

宮城県警察本部長